

児童虐待とは

○身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

○性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る・触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

○ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

○心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

以上の4種類に分類されます。



子どもたちの健やかな成長を願って

甲賀市セーフコミュニティ
子どもの安全対策委員会
委員長 吉久義則さん

子どもの安全対策委員会では、地域の宝である子どもたちが健やかに育ってほしいと願っており、そのためにも増加する児童虐待を未然に防止するための取り組みが必要であると認識しています。

虐待は、家庭の中で起こることが多く、表面に現れにくい問題です。まずは、地域（コミュニティ）でのきめ細かな目配りや気配りが大切だと考えています。

これからも委員会や地域の皆さんと一緒に検討を進め、児童虐待がなくなることも含めて、安心安全な環境づくりに取り組んでいきたいと思ひます。

問い合わせ

こども応援課 家庭児童相談室 ☎86-8424 / ☎86-8029

※次の機関でも連絡（相談）を受け付けています。

- ・中央子ども家庭相談センター ☎077-562-1121 / ☎077-565-7235
- ・24時間対応子どもを守るほっとライン ☎077-562-8996

～あなたの電話で救われる子どもがいます～

全国的に児童虐待相談件数は増加傾向にあり、平成26年度における本市の相談件数は465件と前年に比べて1.5倍に増えました。

これは虐待そのものが増えたということだけではなく、地域の方や関係機関が今まで以上に関心を寄せていただいた結果によるもので、その中には皆さんの気づきと行動により救われている子どももたくさんいると思ひれます。

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害するもので、子どもの将来に大きく影響します。ましてや、子どもが虐待により命を落とすことは、絶対にあってはならないことです。

子育てに悩んだとき、虐待を受けている子どもを見つけたときは、迷わず「189（児童相談所全国共通ダイヤル）」または市役所まで連絡をお願いします。

「189」に電話をかけると滋賀県中央子ども家庭相談センターにつながり、通報を受けてから48時間以内に子どもの安全を確認されます。

連絡は匿名で行うことも可能ですし、連絡者のプライバシーは厳重に守られます。また、確認の結果、虐待の事実がなくても責められることはありませんので安心して連絡してください。

子育てを他人事とせず、全ての子どもや家族が幸福に暮らせるよう、気がついた方が、まず行動してください。

“虐待かもと思ったら189番へ”

【児童虐待相談件数（平成26年度）】

- ◎甲賀市の相談件数 465件（前年比 +158件）
 - ◎滋賀県の相談件数 5,943件（前年比 +834件）
 - ◎全国の相談件数 88,931件（前年比 +15,129件）
- ※相談件数は通報や相談のあった件数であり、虐待の件数ではありません。

オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。



※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

子どもたちや子育てに悩む保護者のSOSの声をいち早くキャッチ！

虐待かも と思ったら いち早く 189番へ

189番にかけると
お近くの児童相談所につながります。



こんなときにはすぐお電話ください。

